

「訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券取扱規則」

制 定 2026年 5月 20日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、北総鉄道（以下「当社」という。）における、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券による訪日外国人旅行者等（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行う訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券は、この規則の定めるところによる。

- 2 この規則が改定された場合、以後の訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。
- 3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社の変更及び変更内容を予め告知するものとする。
- 4 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるTOURIST PASMO取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するTOURIST PASMOを媒体とする乗車券をいう。
- (2)「ＩＣ取扱事業者」とは、TOURIST PASMO取扱規則に規定する事業者をいう。
- (3)「ＩＣ鉄道事業者」とは、前号に規定するＩＣ取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
- (4)「ＳＦ」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5)「ＩＣＳＦ乗車券」とは、ＳＦにより旅客の運送等に供する訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券をいう。
- (6)「大人用TOURIST PASMO」とは、大人の使用に供するTOURIST PASMOをいう。
- (7)「小児用TOURIST PASMO」とは、小児の使用に供するTOURIST PASMOをいう。
- (8)「ＩＣ企画乗車券」とは、ＩＣ鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能をTOURIST PASMOに付加した訪日外

国人旅行者等向けＩＣカード乗車券をいう。

(9)「チャージ」とは、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券に入金することをいう。

(10)「レファレンスペーパー」とは、TOURIST PASMＯの登録情報が確認できるご案内票をいう。

(11)「改札機等」とは、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券の改札を行う機器をいう。

(12)「精算機等」とは、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。

(13)「最低運賃相当額」とは、第7条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。

(契約の成立および適用規定)

第4条 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項にかかわらず、ＩＣ企画乗車券による旅客運送の契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。

3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(ＳＦの有効期限)

第5条 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券のＳＦは、発売日から起算して28日間を超えて使用することはできない。

(使用方法および制限事項)

第6条 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一の訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

2 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券を使用して乗車するときは、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、係員からの請求があるときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。

3 出場時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。

4 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券のＳＦを使用して別のTOURIST PASMＯおよび当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 入場時に使用した訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券で再び入場することはできない。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券を直接改札機等で使用できないことがある。

(1) 入場時にＳＦ残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。

(2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。

- (3) 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券の破損、改札機等の故障または、停電等により改札機等による訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。
- 7 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
- 8 ＩＣ企画乗車券の有効区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第１項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
- 9 前条に定める有効期限を超えた訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券は、チャージすることができない。
- 10 訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券には、前条の有効期限を超える期間を含むＩＣ企画乗車券は発売しない。
- 11 TOURIST PASMＯ取扱規則に規定する有効期限内であっても、１２歳となる年度の３月３１日を超えた旅客は、小児用TOURIST PASMＯを使用することができない。
- 12 偽造、変造または不正に作成された訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券、ＳＦまたは企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第７条 この規則における普通旅客運賃は、第６条第１項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した１円単位運賃とする。

- (1) 3km まで 188 円
- (2) 3km をこえ 5km まで 279 円
- (3) 5km をこえ 7km まで 330 円
- (4) 7km をこえ 9km まで 379 円
- (5) 9km をこえ 11km まで 427 円
- (6) 11km をこえ 14km まで 475 円
- (7) 14km をこえ 17km まで 546 円
- (8) 17km をこえ 20km まで 617 円
- (9) 20km をこえ 23km まで 669 円
- (10) 23km をこえ 26km まで 720 円
- (11) 26km をこえ 29km まで 768 円
- (12) 29km をこえ 33km まで 811 円

3 旅客が第６条第１項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

- (1) 第６条第８項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 第６条第８項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業

規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第7条の2 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものと
する。

(取扱区間)

第9条 当社における訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限または停止)

第10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 発売または障害返金等の箇所・枚数・時間・方法の制限または停止
 - (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法または乗車する列車の制限
- 2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2章 発売

(発売)

第11条 TOURIST PASMOはTOURIST PASMO取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、当社ではTOURIST PASMOは発売しない。

- 2 当社ではTOURIST PASMOに企画乗車券及び定期乗車券の発売はしない。

(チャージ)

第12条 訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券は、TOURIST PASMO取扱規則の定めにより訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

- 2 IC乗車券を使用して乗車し、出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合およびIC企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。

- 3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。

(S F 残額の確認)

第 1 3 条 訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券の S F 残額は、訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券を処理する機器により確認することができる。

2 訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券の S F 残額履歴の表示または印字は T O U R I S T P A S M O 取扱規則の定めにより、訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券の処理を行う機器により行うことができる。

3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

4 当社においては、T O U R I S T P A S M O 取扱規則の定めにかかわらず、前各項に定める S F 残額および S F 残額履歴のほか、最近の S F 残額履歴から 1 0 0 件までさかのぼって確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

第 3 章 運賃

(I C S F 乗車券における運賃の減額)

第 1 4 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃を S F 残額から減額する。ただし、小児用 T O U R I S T P A S M O にあっては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他の I C 鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

(I C 企画乗車券における運賃の減額)

第 1 4 条の 2 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。

(2) 有効期間内で有効区間外から入場した後、有効区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。

(3) 有効期間内で有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。

(4) 有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。

(→第 1 7 条「効力」)

(当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第 1 5 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 T O U R I S T P A S M O の S F から減額する旅客運賃にあっては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

2 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。

3 前各項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。

4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。

5 I C 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 I C 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。

(2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。

6 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(障害者割引)

第 1 6 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程および精神障害者旅客運賃割引規程により割引を受けようとする旅客(日本の都道府県が発行した身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)が訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C 企画乗車券による乗車では第 1 4 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または実際乗車区間の片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。

2 前項にかかわらず、当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第 1 項から第 5 項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。

(2) 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第 1 項に定める割引と前条第 5 項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

4 前各項の取扱いは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(ただし、写真が表示さ

れているものに限る。)を呈示するものとする。

(障害者割引運賃の端数処理)

第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第17条 訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、大人用TOURIST PASMOから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。
- (2) 入場後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

2 TOURIST PASMOに発売された企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、SFをチャージしたIC企画乗車券の有効区間外または有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(レファレンスペーパーの再印字)

第18条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったときまたは紛失等したときは、速やかに当該TOURIST PASMOを当社に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第19条 訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券の取扱いはTOURIST PASMO取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後の訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはIC企画乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 小児用TOURIST PASMOを大人が使用した場合
- (4) 使用資格を偽って購入した小児用TOURIST PASMOを使用した場合
- (5) 当社の旅客営業規則等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (6) 偽造、変造または不正に作成された訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券もしくはSFを使用した場合
- (7) 旅客の故意または重大な過失により訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券が障害状態と

なつたと認められる場合

(8) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第20条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより收受する。

(→第19条「無効となる場合」)

第5章 障害返金

(障害返金)

第21条 IC SF乗車券の障害返金の取扱いは、TOURIST PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC企画乗車券が付加された訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券の障害返金の取扱いを行う場合は、IC企画乗車券およびレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により障害返金整理票が発行された当該IC企画乗車券は、旅客が障害返金整理票発行日の翌日から、当該IC企画乗車券の有効期限が終了する日の翌日を起算日として14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たした上、SF残額の返金を請求した場合に限って、当該IC企画乗車券に記録されていたSF残額を返金する。

(1) 旅客が前項により発行した障害返金整理票とともにレファレンスペーパーを提出すること。

(2) 旅客が当該IC企画乗車券を呈示すること。

(3) 当該IC企画乗車券の企画乗車券が当社で発売されたものであること。

4 当該IC企画乗車券の障害返金の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態となつたと認められ、第19条第7号により無効となつた場合

(→第19条「無効となる場合」)

(免責事項)

第22条 この規則に定めのない、TOURIST PASMOを媒体としたサービス(当社が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

第23条 旅客は、TOURIST PASMO取扱規則の定めにより、SF残額の払いもどしを請求することができない。

第7章 特殊取扱

(同一駅で出場する場合)

第24条 旅客は、ICSF乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該ICSF乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客がIC企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - (2) 有効区間外の駅または有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 次の各号に該当し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金（または最低運賃相当額）を支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- (1) ICSF乗車券を使用して入場した場合。
 - (2) IC企画乗車券を有効区間外の駅もしくは有効期間の開始日前または有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第25条 IC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に有効区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまる訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。

- (1) ICSF乗車券
- (2) SFをチャージした有効区間外もしくは有効期間の開始日前または有効期間の満了日の翌日以降のIC企画乗車券

ア 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は收受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅において訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券のSF残額から減額する。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカードの相互利用)

第26条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカードについては、第3条第1項第1号に定める訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Welcome Suica」

2 前項で定める一部の訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券について、訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項に定める訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則(以下、「ICカード発行事業者規則」という。)の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

第27条 前条にかかわらず、次の各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第11条(発売)

(2) 第13条第4項(SF残額の確認)

(3) 第18条(レファレンスペーパーの再印字)

(4) 第21条(障害返金)、ただし本条に定める障害返金整理票交付手続きは行う。

(5) 第23条(払いもどし)

(相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い)

第28条 以下の取扱いについては第26条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

第19条により無効となったカードの取扱い